

令和5年7月3日
医療局健康安全部食品衛生課

飲食店営業（臨時営業）に係る営業許可等の取扱要綱の一部改正について

1 趣旨

神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（以下、施設基準条例）」における「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」（以下、臨時営業）について、神奈川県が臨時営業制度に関する要綱等を改正しました。本市では神奈川県「飲食店営業（臨時営業）に係る営業許可等の取扱要綱（以下、本市要綱）」を定めており、神奈川県「施設基準条例」の一部改正に合わせて本市要綱を改正しました。

なお、本市要綱は神奈川県が神奈川県「行政機関がかながわ県民意見反映手続要綱第3条の規定による手続を実施して改正した要綱及び要領と実質的に同一であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続要綱第5条第4項第5号の規定により意見公募手続は行いませんでした。

2 改正の概要

- (1) 「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」の取扱食品の目安を追加しました。
- (2) その他文言修正を行いました。

3 施行日

令和5年7月1日